

越監告示第32号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和3年2月22日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 実施基準 越前市監査基準等に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間  
議会事務局 令和3年1月26日(火)～1月27日(水)
- 4 監査の対象  
平成31年4月から令和2年11月末日までの所管業務全般
- 5 監査の除斥  
議会事務局のうち政務活動費にかかる監査について、越前市議会事務局から選任された前田一博監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥した。
- 6 監査の着眼点  
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

7 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査基準に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

8 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。